

令和元年度 第2回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

## 令和元年度第2回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和元年5月30日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	2 中福 留美		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 1名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 泊野 秀三 書 記 寺西 修 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦		
議 事 録 署名委員	3 前田 榮子 8 清水 正子		
提出議題	議事  議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第7号 非農地証明の申請について 議案第8号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について  協議事項 ・2019年度中四国ブロック農業委員会女性委員研修会への産品提供のお願いについて ・農地等相談会について ・農地所有者に対する調査の説明会について ・江田島市農業再生協議会について		

## 令和元年度第2回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第2回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。また、議事録作成のため、録音させていただきますことをご知らせします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 こんにちは。暑い中、ご苦勞様です。本日はこの総会が済み次第、農地利用最適化推進委員との合同会議があるということです。農地利用最適化推進委員の仕事が年々増えてきているので、そのような話があるのだと思います。事務局から、その説明があるかとも思いますが、農林水産課のほうからも、農地のことだけではなく、担い手や鳥獣といった地域の仕事も要請がくるようになっております。増えればいいというものではないのですが、必要になってきているということで、その点についてもまた考えなければならぬと思っております。事務局のほうから、また説明があるとも思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定でございますが、本日の議事録署名者につきましては、3番の前田委員と、8番の清水委員を指名いたします。なお、書記に泊野事務局長、寺西書記、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

### 3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議長 それでは、日程第5の議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

### 4 議 事

寺西書記 お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

番号 1。譲渡人、●●●●。住所、大阪府高槻市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲

▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町小古江\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、294㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「譲渡人の希望により、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中福さんが欠席ですので、事務局から、お願いいたします。

寺西書記 これにつきまして、中福農業委員と、小松農地利用最適化推進委員のほうで現地を確認させていただきました。しっかりと耕作されていまして、特に問題はないと思われま。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

寺西書記 意見、質問無しの声あり。

議長 この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号2。譲渡人、●●●●。住所、呉市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、128㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「農業経営規模の拡大のため、譲り受ける」ということでした。

以上です。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中福さんが欠席ですので、事務局からお願いいたします。

寺西書記 説明いたします。こちらも、中福農業委員と、小松農地利用最適化推進委員のほうで、現地を確認いたしました。元々、申請地については、譲受人の方が代わりに耕作をされておられる状況でしたので、今後も耕作されるであろうことが見込まれております。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

田中委員 少しいいでしょうか。譲受人の方は、申請理由が農業経営規模の拡大のため、  
となっていますが、何の作物を作っておられますでしょうか。

寺西書記 元々、葉物野菜を作っておられます。

田中委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 意見が無いようでしたら、この2番の案件につきまして、許可することに異議  
ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お  
願いします。

寺西書記 続きまして、番号3。贈与人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。受贈人、  
▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、○○  
番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、614㎡。  
申請理由は贈与で、受贈人は「自身の耕作地に隣接しており、利便性が高い  
ため、受贈する」ということでした。  
以上です。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いま  
す。

寺西書記 こちらも中福さんが不在なので、事務局のほうで回答させていただきます。  
こちら、さきほどの議案と同じく、中福農業委員と、小松農地利用最適化  
推進委員で現地を確認してきました。現状としてはもう耕作されておりまし  
て、隣接地のほうは果樹栽培もされているようなので、そのまま耕作を続け  
られるということです。以上です。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

寺西書記 意見が無いようでしたら、この3番の案件につきまして、許可することに異  
議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で、3条の審議を終わりました。議案第6号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 番号1、貸人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、784㎡。  
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル180枚、発電量27.5キロワット。賃貸借期間は、20年間です。  
ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今、事務局の言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 意見が無いようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可といたします。次をお願いします。

寺西書記 番号2、貸人、●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、尾道市\_\_\_\_\_。所在地、江田島町中央\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、997㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、381㎡。  
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル288枚、発電量49.5キロワット。賃貸借期間は、20年間です。  
ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件については、私が現地に行って確認をしました。今、事務局

の説明した通りで、問題のない場所だったと思います。

他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可といたします。次、お願いします。

寺西書記 番号3と番号4は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。  
番号3。譲渡人、●●●●。住所、大阪市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、宅地介雑種地。面積、348㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「郵便局職員であり、勤務地である飛渡瀬通便局が移転することとなったため、当該地を譲り受け、飛渡瀬郵便局及び駐車場を建築する」ということでした。鉄骨平屋建、延床面積、138.47㎡の建物を建築予定です。

続きまして、番号4。譲渡人、持分2分の1、■●●■。住所、安芸郡府中町\_\_\_\_\_。持分2分の1、◆◆◆◆。住所、安芸郡府中町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、宅地介雑種地。面積、348㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「郵便局職員であり、勤務地である飛渡瀬通便局が移転することとなったため、当該地を譲り受け、飛渡瀬郵便局及び駐車場を建築する」ということでした。鉄骨平屋建、延床面積 138.47㎡の建物を建築予定です。3番と4番を併せてご審議をお願いいたします。

議長 この3番と4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。間違いありませんので、よろしく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この3番と4番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 続きまして、番号 5、譲渡人、●●●●。住所、大阪府大阪市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、宅地。現況、畑。面積、284.6 m<sup>2</sup>。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅を建築のため譲り受ける」ということでした。軽量鉄骨造、延べ床面積 91.57 m<sup>2</sup>の建物を建築予定です。  
ご審議をお願いします。

議長 この 5 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この 5 番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号 6、譲渡人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、東広島市\_\_\_\_\_。所在地、大柿町柿浦\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、875 m<sup>2</sup>。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル 140 枚、発電量 27.5 キロワットの設備を建築予定です。  
ご審議をお願いします。

議長 この 6 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。



委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この6番の案件について、許可することに異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということございますので、許可とします。  
以上で、5条の審議を終わります。議案第7号の非農地証明の申請について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 番号1。申請人住所、広島市\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。所在地、江田島町切串\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑、現況、山林。面積、3,948㎡。  
申請理由は、「平成12年頃からミカンを栽培していたが、平成30年7月豪雨災害により畑の斜面が崩壊し、荒廃地となっている。広島県が災害関連緊急治山事業を実施するに当たり、保安林に指定する必要があるため、地目変更のため申請する」ものです。5月8日に、大段会長、山田委員、島本農地利用最適化推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 今事務局が説明された通りなんですけれども、一度現地写真を見ていただけますでしょうか。下のほうに介護施設がありまして、その場所から上のほうへ向けての角度になっています。去年の豪雨災害で、施設に土砂が入ってしまっているということでした。こういったことでもありますので、申請について許可をいただきますようお願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 意見が無いようでしたら、この1番の案件につきまして、証明することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員証明することに異議が無いということですので、証明を可とします。次をお願いします。

寺西書記 続いて番号2。申請人住所、大柿町\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、744㎡。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、665㎡。所在地、大

柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、1,407 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、173 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、1,164 m<sup>2</sup>。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、原野。面積、936 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、原野。面積、1,548 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、原野。面積、1,437 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、365 m<sup>2</sup>

申請理由は、「平成元年頃まで稲作や野菜の栽培を行っていたが、その後は管理をしないまま現在に至り、雑木が茂って雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。5月8日に、大段会長、小松農地利用最適化推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。ご審議のほうをお願いいたします。

議長 この案件につきまして、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。ここは私が行ったんですけれども、もう隣の土地との境がわからないぐらいの山なので、このあたりということで確認してきました。もう、完全に、全体が山になっています。

寺西書記 他にご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、許可とします。以上で非農地証明申請の審議を終わります。議案第8号の農地法第5条の規定に基づく許可後の履行延期承認申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。申請者、●●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,162 m<sup>2</sup>。

申請理由は「該当地の隣接地において、土地の所有者との境界が定まらず、境界確定に時間を要するため、以前転用許可を受けた農地法第5条の計画について、履行期限を延長する」ということでした。工事予定は着工平成30年6月1日、完了平成30年12月1日。転用許可日平成30年5月30日（指令江農委第18号）となっております。

申請者から平成30年中の完成が困難である旨の申し出があり、必要な書類の準備に時間を要し、今回の申請となりました。なお、延期申請提出の後、申請者から土地の境界について調整が取れたので本年6月中には完成可能である旨の連絡を受けております。延期の承認について、審議をお願いします。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたと思います。

寺西書記 事務局から補足をさせていただきます。申請地を確認しましたが、まだ手が加えられておらず、草が生えたままの状態になっていました。現状としては、何もできていない状態なので、農業委員会の許可を待っている状況です。

議長 承認することに異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、承認とします。  
以上で農地法第5条の規定に基づく許可後の履行延期承認申請についてを終わります。議案第9号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 お手許にお配りしている集積計画の現地写真も併せてご覧ください。  
番号1。利用権を設定する農用地、所在地、江田島町切串\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、903㎡。利用権を設定する者、住所、氏名、江田島町\_\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町\_\_\_\_\_、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和元年6月1日。終期、令和6年5月31日。借賃、年50,000円。借賃の支払い方法は、現金手渡しです。期間は5年間です。新規の案件です。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたと思います。ございませんか。

山田委員 これは、▲▲さんがハウスを借りて作るという話になっておりますが、以前に借りている人がハウスを返して、今回▲▲さんが借りる、という話になっておりました。そのハウスの近くに自分の農地もあるので、できれば近くでやりたいということでした。現状では草が生えていますが、きれいにするように頑張っておられます。

議長 他に、意見、質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでありましたら、この計画につきまして、決定することに異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、決定とします。  
以上で農用地利用集積計画の決定についてを終わります。

#### 5 協 議 事 項

議長 続きますして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記

- ・2019年度中四国ブロック農業委員会女性委員研修会への産品提供のお願いについて
- ・農地等相談会について
- ・農地所有者に対する調査の説明会について
- ・江田島市農業再生協議会について

#### 6 そ の 他

議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。